

新冠町教育委員会教育長交際費の支出基準及び公表に関する要綱

新冠町教育委員会教育長交際費の支出基準及び公表に関する要綱

新冠町教育委員会教育長交際費の支出基準及び公表に関する要綱を次のように定める。

(目的)

第1条 この要綱は、教育行政運営上必要な経費として支出する教育長交際費について、その支出及び公開の基準を定めることにより、支出の公正性及び町教育行政の透明性を確保することを目的とする。

(支出種別及び支出内容)

第2条 交際費は、次の各号に掲げる種別及び内容に応じ、当該各号に定める支出とする。

- (1) 慶祝 慶事及び総会等各種行事のお祝いに係る経費
- (2) 弔慰 葬儀等における香典、供花等に係る経費
- (3) 会費 各種団体等が行う会合の参加経費及び町政の振興に資する意見交換や情報収集を目的とする懇談会等の出席に係る経費
- (4) 賛助・協賛 公共的・公益的な団体等の活動及び行事の趣旨に賛同して支出する経費
- (5) 接遇 町教育行政運営上必要と認められる交際において、飲食等の接待に要する経費
- (6) その他 町教育行政運営上、教育長が特に認める経費

(支出基準)

第3条 交際費の支出に当たっては、社会通念上妥当と認められる範囲内で必要最小限の額となるよう努めるものとし、別表に定めるとおりとする。

(公表)

第4条 交際費は、次に掲げる事項について公表するものとする。

- (1) 支出種別
 - (2) 支出年月日
 - (3) 支出内容
 - (4) 支出金額
- 2 公表は毎月行うものとし、当月分を翌月の末日までに新冠町ホームページに掲載するとともに、管理課における閲覧により行うものとする。
- 3 公表に当たっては、個人情報の保護に十分な配慮をおこなうものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

新冠町教育委員会教育長交際費の支出基準及び公表に関する要綱

別表（第3条関係）

種別	支出対象者等	支出基準額
慶 祝	金額の明示があるもの	相当額
	金額の明示が無いもの	10,000 円以内
弔 慰	教育委員会が別に定める（新冠町教育委員会慶弔に関する内規）	
会 費	金額の明示があるもの	相当額
	金額の明示が無いもの	10,000 円以内
賛助・協賛	趣旨に賛同できる行事等に対するもの	10,000 円以内
接 遇	町教育行政運営上必要と認められる接 遇等の経費	社会通念上妥当と認め られる範囲内の額
その他	町教育行政運営上、教育長が特に認める 経費	社会通念上妥当と認め られる範囲内の額